

広島県告示第六百四十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年八月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定する形質変更時要届出区域
三次市三和町上板木字小原田五八六番一の一部、五八七番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物